

1. 会合名	自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング（第31回）
2. 日時	平成26年9月8日（月）午後15時30分～午前16時20分
3. 議案	<p>1. 投信法改正等による「電磁的方法による交付に係るQ&amp;A」の改訂について</p> <p>2. その他</p>
4. 主な内容	<p>1. 投信法改正等による「電磁的方法による交付に係るQ&amp;A」の改訂について</p> <p>本協会では、法令で定められている書面等の電子交付について、「電磁的方法による交付に係るQ&amp;A」を作成している。</p> <p>今般、平成26年12月1日施行の改正投信法において、運用報告書（全体版）の電子交付について、従来とは異なる方法（投信約款への規定）が示されたこと、また、近年のスマートフォンやタブレット端末の急速な普及等に伴い、顧客の電磁的交付の利用環境が変化してきていることを踏まえ、当該Q&amp;Aの改訂を検討することとした。そこで資料2に基づき改訂案の内容及び改定案の考え方につき事務局から説明を行った。</p> <p>本件については、本WGでの議論を踏まえて、再度事務局において修正を行い、WGメンバーに意見照会を行うこととした。</p> <p>（主な意見等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料2の7ページ目、Q11について、事務局の説明を聞いて、あくまで金融機関側が、顧客に対して「PDFファイルが読めること」などの条件を示し、それに対して顧客が申し込めば足りると理解した。しかしながら「改定案の考え方」においては顧客からの申出により確認となっている。顧客からの申出は必要ないことを確認したい。</li> </ul> <p>⇒ ご指摘のとおり、あくまで金融機関側が条件を示し、それに対して顧客が申し込めば可とすることを想定していることから、記載を修正する。（事務局）</p> <p>2. その他</p> <p>（ブラックアウト運用に係るアナリスト・レポート規則の改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本協会では、今般の開示ガイドラインの改正に伴い、アナリスト・レポートのブラックアウト運用のあり方を整理することとし、アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則及びその考え方について改正することを考えている。今後、内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキングにおいて改正の方向性について議論を行う予定であり、その後、同規則の所管である</li> </ul>

	<p>本WGで議論を行う予定である。(事務局)</p> <p>(犯収法の改正の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国は、F A T Fから、犯収法についてF A T Fの求める水準から乖離があるとの指摘を受けていることから、犯収法について再改正が行われる方向と認識している。本年7月には、警察庁のウェブサイトにも有識者懇談会の報告書が掲載され、犯収法改正の方向性が示された。</li> <li>・現時点では、それ以上の正式な情報がなく、改正時期は不明確なものの、犯収法が改正される場合には本協会が発出しているQ &amp; Aを改訂する等の対応を検討したい。(事務局) <p style="text-align: right;">以 上</p> </li></ul>
5. その他	<p>※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。</p>
6. 本件に関する問い合わせ先	<p>自主規制企画部 (03-3667-8470)</p>